

《赴任時旅費説明》 Ver20241029

赴任時の国内移動旅費について

赴任時用の「旅費算出データ」で申告された情報に基づき、任国赴任時の国内出発時住所（ご自宅等）から出発空港（成田又は羽田空港）へ移動する旅費（順路直行）を支給します。現時点で出発時の住所が確定していない方は、「旅費算出データ」の備考欄にその旨記載してください。

「鉄道・飛行機・船舶・宿泊の予約時・利用時の注意点」を確認の上、以下の注意点もご確認下さい。

- （１） 赴任時の移動手段の予約（国内フライト、新幹線等）については、JICA からの詳細案内があった後に手配、購入を行ってください。
- （２） 順路直行で移動せず、自己都合により日程や経路を変更した場合には、旅費は全額自己負担となります。
- （３） 派遣期間が終了し本帰国する際にも、ご提出いただいた赴任時用の「旅費算出データ」の出発時住所が算出基準となり、同住所までの旅費が支給上限額となります。
- （４） 旅費算出データ上の「支度料」とは、国の用務で海外に出張・赴任した方に支払われる経費となりますが、過去 1 年間に JICA 又は国からの支給を受けている場合には、該当欄に支給額（交通費等と一緒に支給されている場合は合算しないこと）をご記入ください。今回の派遣に際しても支度料が支給されますが、派遣期間により支給額が異なりますので、後日、お知らせします。